

半田市職員の超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第八号

半田市職員の超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当支給規則の一部を改正する規則

半田市職員の超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当支給規則（平成二十二年半田市規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十八」を「十九」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。